



神奈川県

WEBオンデマンド講座のご案内
知って役立つ！若者のための

無料

労働法入門講座

近年、アプリを介したプラットフォーム労働とよばれる就業形態が急増し、若者の労働環境は、大きく変化しています。短時間で働ける、スキマバイト、単発バイトなど、いわゆるスポットワークについては、雇用契約型は、労働法が適用されますが、業務委託型は、要注意です。

また、人材確保の為に就職活動を終えるよう働きかけるオワハラや、事前の説明と労働条件が異なるケースなども多く生じ、若者が、社会経験や労働法令の知識不足から、一方的に不利益を強いられるケースが後を絶ちません。新人の離職率は3割を超えと言われる、その中で、若者が、自分を守り、活き活きと働く為には、労働法の知識が、とても重要であり、また、将来のキャリア形成においても、欠かせない知識です。

本講座は、専門家をお招きし、労働法の基礎知識について事例を交え、分かりやすく解説致します。労働法に関心のある方や、知識の再確認をしたい方にも大変おすすめです。是非ご参加下さい。(※動画は、Webアクセシビリティ及びユーザビリティに配慮し、多言語字幕機能が付いています。)

日本語、中文、English、tiếng Việt (ベトナム語)、Filipino (フィリピン)、Bahasa Indonesia (インドネシア語)、한국어 (韓国語)、မြန်မာစာ(ミャンマー語)

オンデマンド配信期間：2025/2/1(土)～3/31(月)迄

第1回 労働法の基礎を学ぶ (講義2h)

- 1.労働法について
- 2.労働者・使用者について
- 3.労働条件の根拠について
- 4.採用のルール
- 5.労働関係の終了のルール
- 6.賃金のルール
- 7.労働時間のルール

第2回 事例でみる労働法 (講義2.5h)

- 1.業務委託契約での仕事でのケガのケース
「フリーランス」という働き方について考える。
- 2.内定辞退したい学生のケース
「オワハラ」について考える。
- 3.退職を妨害されているアルバイトのケース
「ブラック企業」について考える。
- 4.不本意な退職届提出を求められるケース
「退職勧告(強要)」について考える。
- 5.持ち帰り残業に従事している従業員のケース
「長時間労働」について考える。
- 6.休暇の取得ができない従業員のケース
「ワークライフバランス」について考える。
- 7.契約更新を断られたパートタイマーのケース
「不安定雇用」について考える。
- 8.病欠を理由とした解雇のケース
「メンタル不調・うつ病と労働法」について考える。
- 9.ハラスメントを受けた従業員のケース
「ハラスメント」に関するルールについて考える。
- 10.プラットフォームエコノミーと労働法上の課題について
「スポットワーク等」について考える。

※諸般の事情により、講座が、中止・変更となる場合がございます。

講師紹介



法政大学法学部 教授 沼田 雅之 先生

[研究分野] 1.労働法 2.社会保障法
[略歴] 2014年 法政大学法科大学院法務研究科教授
2016年 法政大学法学部教授

[社会貢献活動]
2024年4月 - 現在 神奈川県労働委員会 公益委員 (会長代理)
2023年7月 - 現在 国土交通省関東運輸局入札監視委員会, 委員
2023年7月 - 現在 国土交通省関東運輸局入札調査委員会, 外部有識者
2023年7月 - 現在 国土交通省関東運輸局発注者綱紀保持委員会, 委員
2021年10月 - 現在 厚生労働省神奈川労働局・神奈川紛争調整委員会 委員
2021年4月 - 現在 国土交通省関東地方交通審議会船員部会 公益委員
2019年4月 - 現在 神奈川県外国人労働相談専門相談員
2018年10月 - 現在 日本労働法学会, 理事
2018年7月 - 現在 千葉県労働委員会 公益委員

他、神奈川県労働大学講座、神奈川県中期労働講座等、出講、講演多数

[主な書籍論文等]
・社会法をとりまく環境の変化と課題
・2022年度版日本労働年鑑 プラットフォーム労働の実態と課題
・現代法研究所叢書48 労働法における最高裁判例の再検討
・就労形態の多様化と労働者・被用者概念の変容
・デジタルプラットフォームとワーカーの社会法上の保護
・プラットフォームエコノミーが現代企業に与えるインパクトと社会法上の課題
・入社誓約書の意味
・フランチャイズ店舗加盟店主の労組法上の労働者性
・プラットフォームワーカーの自由と保障
・クラウドワークの進展と社会法の近未来

お申込み 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会

お問合せ 電話 045-633-5410 FAX 045-633-5412

神奈川県労働福祉協会

検索



お申込フォーム

※詳しくはホームページをご覧ください。

